

鈴鹿市見積説明書（オープンカウンター）

鈴鹿市（以下、「市」という。）の物品買入れにかかるオープンカウンター方式の見積合せに参加される方（以下、「見積参加者」という。）は、鈴鹿市契約規則（以下、「規則」という。）、鈴鹿市電子入札等実施要綱（以下、「要綱」という。）及びその他関係法令を遵守するほか、下記事項を十分ご理解いただいた上、鈴鹿市電子入札システム（物品・役務）（以下「電子入札システム」という。）により参加してください。

1. 参加の基本的事項

見積参加者は、案件概要（*）、仕様書、図面等をよく確認してください。関係書類等に疑義があるときは、説明を求めることができます。

*：鈴鹿市入札情報システムに掲載されています各見積案件の詳細を表示した際に「説明文書等 1 公告・揭示」の項目に添付された見積参加に関する条件・日程等が記載されているファイルを指します。

2. 見積参加資格

見積参加者は、案件公開日から見積合せの日までの期間において鈴鹿市入札参加資格者名簿に登録されているほか、次の要件を満たしている必要があります。

- （１）案件概要に記載された参加資格に関する事項（*）を全て満たしていること。
- （２）鈴鹿市暴力団排除条例（平成 23 年鈴鹿市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。
- （３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- （４）市から鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱（平成 11 年鈴鹿市告示第 148 号）に基づく資格停止を受けていないこと。
- （５）手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状況が著しく不健全でないこと。

*：電子入札システム上に記載された営業品目と、案件概要に記載された業種が一致していない案件がありますが、その場合、案件概要に記載された業種が参加条件となりますのでご注意ください。案件概要の業種欄が「求めない」となっている場合、他の参加条件を満たしていればどの業種に登録されている方でも参加が可能です。

3. 見積参加者の届出義務等

- （１）見積参加者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する場合は直ちに届け出てください。
- （２）「2. 見積参加資格」を満たす方で、代表者又は受任者（委任を受けた者に限る。以下「代表者等」という。）を同じくする複数事業者（以下「重複者」という。）が見積に参加した場合、全ての重複者の見積を無効とします。

4. 旧 I C カードの使用

見積参加者の名称や、I C カードの名称人等に変更がある場合において、変更前の名称・代表者等の名称の I C カード（以下「旧 I C カード」という。）の使用を希望するときは、旧 I C カード使用届出書（※）を「22. 電子入札システムパスワード設定申請書及び同等品事前確認票以外の提出方法」により提出してください。なお、旧 I C カードを使用できるのは、三重県市町総合事務組合へ登録内容の変更を届け出た日から 2 か月以内に限ります。この期間を超えて旧 I C カードを使用したり、旧 I C カード使用届出書

を提出せずに旧 I C カードを使用した見積は無効になります。

5. I D ・ パスワードによる見積参加

- (1) I C カードを持っていない方で、入札への参加は希望せず、オープンカウンター方式の少額物品の見積合せにのみ参加を希望する方は、I D (鈴鹿市ウェブサイトに掲載してある利用者登録番号と同一です) とパスワードを使用して、電子入札システム上で見積合せに参加することが出来ます。I D ・ パスワードでの電子入札システム利用を希望する場合は、電子入札システムパスワード設定申請書(※)を次のとおり提出してください。

ア. 提出方法 直接持参または郵送することにより提出

イ. 提出先 〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

鈴鹿市技術監理契約課 (市役所本館 10 階)

- (2) パスワードの設定完了後、鈴鹿市入札参加資格者名簿に登録されているファクシミリ番号 (受任者がいる場合は受任者のファクシミリ番号) へ登録完了のお知らせを送付します。お知らせが届きましたら、I D と設定したパスワードで電子入札システムの利用者登録をした上で見積合せに参加してください。

ただし、申請受付後、設定したパスワードが電子入札システムに登録されるまで最長で一週間程度かかりますのでご了承ください。パスワードの設定及び利用者登録が間に合わない場合は、「8. 紙見積による参加の承認」「9. 書面による見積書の提出方法」に記載の手続きを経た上で、書面により見積書を提出してください。

6. 同等品について

案件概要や仕様書等で「同等品可」の旨の表示のある物品については、基準品として示したメーカー・型番の品目のほか、規格・品質が基準品と同等以上の物品 (以下「同等品」という) による見積参加が可能です。案件概要で同等品事前確認票の提出締切日が記載されている案件で、同等品による見積参加を希望する場合は次のとおり事前に同等品認定を受けてください。

- (1) 同等品事前確認票 (オープンカウンター用) (※) を、案件概要に記載の提出締切日までに案件概要に記載された発注 (担当) 課へファクシミリ若しくは電子メールで送信する又は直接持参することにより提出してください。また、必要に応じてカタログ等の資料を添付してください。
- (2) 締切日までに提出された同等品事前確認票については、同確認票の「確認印」欄に、認定の場合は発注 (担当) 課担当者の印を押印し、認定しない場合は「否」の文字を記入して返送することにより通知します。なお、審査結果が同等品事前確認票の提出期限の翌開庁日までに通知が届かない場合は、発注 (担当) 課に確認してください。
- (3) 発注 (担当) 課担当者印押印済の同等品事前確認票は、発注担当課から技術監理契約課に共有されます。

よって、認定された同等品で見積合せに参加する場合であっても、同等品事前確認票の写しを見積書に添付する必要はありません。

また、見積書又は見積内訳書に、同等品で見積参加する旨の記載も必要ありません。

7. 見積書の提出

- (1) 見積参加者は、電子入札システムを利用し、見積書提出期限までに見積書を提出してください。

- (2) 見積内訳書が必要となっている案件については、入札情報システムに掲載されている所定の見積内訳書様式に必要事項を記入し、見積書に添付してください。
- (3) 書面での見積書提出による参加を希望される方は、「8. 紙見積による参加の承認」「9. 書面による見積書の提出方法」に記載の手続きを行った上で見積書を提出してください。

8. 紙見積による参加の承認

- (1) 見積参加者は、電子入札システムを利用し、見積書受付期間内に見積書を提出する必要がありますが、要綱第19条及び第24条第2項の規定により紙見積による参加を希望する場合は、紙見積合せ方式参加承認申請書(※)を「22. 電子入札システムパスワード設定申請書及び同等品事前確認票以外の提出方法」により提出し、承認を受けてください。

提出期限 見積合せの日の前開庁日正午までに当課必着

- ・電子入札システムの利用者登録が完了している方が、電子機器の故障等不測の事態が生じたことにより電子入札システムを使用できなくなり、提出期限までに紙見積合せ方式参加承認申請書を提出できないときは、速やかに技術監理契約課に申し出てください。

- (2) この申請の承認の可否は、申請を受け付けた日の翌日から起算して原則2開庁日以内に、申請者に対し紙見積合せ方式参加承認(不承認)通知書をファクシミリ又は電子メール等で送信することにより通知します。ただし、紙見積による参加が承認された場合でも、参加資格を満たしていない方がした見積は無効になりますのでご注意ください。

なお、紙見積合せ方式による参加承認後に、電子入札システムによる見積参加に切り替えることはできませんのでご注意ください。

9. 書面による見積書の提出方法

「8. 紙見積による参加の承認」により紙見積による参加を承認された見積参加者は、書面による見積書(くじ番号あり)(※)を「22. 電子入札システムパスワード設定申請書及び同等品事前確認票以外の提出方法」により提出してください。(必要に応じて「見積書(くじ番号あり)」に代えて「見積書(銭あり、くじ番号あり)」を使用してください。)

なお、見積内訳書が必要となっている案件については、入札情報システムに掲載されている所定の見積内訳書様式に必要事項を記入し、見積書に添付してください。

提出期限 見積合せの日の前開庁日までに当課必着

(直接持参する場合は見積合せの日の前開庁日17時まで)

10. 見積書の金額について

見積参加者は、指示のない限り消費税及び地方消費税を除いた金額(免税事業者にあつては、契約希望金額の110分の100(*)に相当する金額)を見積金額としてください。また、契約金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。(単価契約で、見積金額が円未満までであるものを除く)

*: 軽減税率対象物品については契約希望金額の108分の100、非課税対象物品については契約希望金額としてください。

11. 添付書類について

- (1) 電子入札システムを利用して資料を提出する際の電子ファイルの容量は、3MBを上限とします。
- (2) 電子ファイルを圧縮する場合の圧縮形式は、ZIP形式に限り、自己解凍方式（EXE形式）は認められません。

12. 見積合せについて

- (1) 見積合せの日時は案件概要を参照してください。
- (2) 提出した見積書の書換え、引換え、又は撤回はできません。ただし、見積書の到達後から見積合せの日の前開庁日 17 時までに関り、書面で「見積辞退届(※)」を提出して 見積の参加を辞退することができます。

13. 仕様書に関する質問

見積案件の仕様書に対し疑義がある場合は、案件概要で指定した質問書提出期限までに、質問書兼回答書(※)を「22. 電子入札システムパスワード設定申請書及び同等品事前確認票以外の提出方法」により提出してください。原則、見積合せの前開庁日までに、質問及び回答を入札情報システムに掲載します。

14. 公正な見積の確保

見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはけません。

15. 見積合せの中止等

- (1) 見積参加者が連合し、又は不穩の言動をなす等の場合において、見積合せを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積参加者を見積合せに参加させない、又は見積合せの執行を延期し、若しくは中止することがあります。
- (2) 天災、その他やむを得ない理由により見積合せを行うことができないときは、当該見積合せの執行を延期し、又は中止することがあります。
- (3) 見積合せの執行を延期し、停止し、若しくは中止し、又は紙見積合せに変更するときは、電子入札システム又は入札情報システムにより見積参加者に通知します。ただし、これにより難いときは、鈴鹿市ウェブサイト、電話又はファクシミリ等により通知します。
- (4) 見積合せの執行の中止が決定した場合、提出された見積書は返却しません。

16. 見積の無効及び再度見積参加の制限

- (1) 次のいずれかに該当する見積は無効とします。
 - ア. 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する方がした見積
 - イ. 見積合せに参加する資格がない方や、見積書提出後に見積合せに参加する資格を満たさなくなった方がした見積
 - ウ. 同一案件の見積合せについて 2 つ以上提出された見積
 - エ. 同一案件の見積に合せついて他の代理人を兼ねた方、2 者以上の代理をした方の見積
 - オ. 見積書の氏名、金額、その他の要件が不明な見積又は記名（又はそれに相当する電磁的記録）がされていない見積

- カ．見積金額の表示を改ざんしたり、見積金額を欠いたり訂正した見積
 - キ．見積書提出期限までに提出されなかった見積
 - ク．見積書に指定された項目を入力しなかった、又は不要な項目を入力した見積
 - ケ．電子証明書の不正な使用があった見積
 - コ．見積及び契約権限がない方の IC カードを使用して行った見積
 - サ．内訳書等の必要書類が添付されていない、又は内容に不備のある見積
 - シ．見積に際して虚偽の申請、偽りまたは連合等の不正行為があったと認められる見積
 - ス．規則、要綱、又は見積に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった方の見積
- (2) 見積参加者のうち、次のいずれかに該当する方は再度見積には参加できません。
- ア．(1) の規定により無効となる見積をした方
 - イ．初度の見積合せに参加しなかった方

17. 見積結果の公表

- (1) 契約候補者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積った方とします。契約候補者が決定した場合は、電子入札システムで見積参加者に見積結果を通知しますが、発注を約束するものではありません。
- (2) 見積結果については、入札情報システムにおいても公表します。

18. 見積回数の制限及び再度見積の通知

見積回数は、2回を限度とします。初度の見積合せで契約候補者が決定しなかったときにおいて、再度見積を実施する場合は、電子入札システム又はファクシミリ等により通知します。

19. 同価見積のくじ

契約候補者となるべき同価格の見積をした方が2者以上いるときは、電子入札システムを用いて行う抽選方法によるくじを行い、契約候補者を決定します。

20. 異議の申立

見積参加者は、見積合せ後、この説明書、見積関係書類及びその他の見積条件の不知又は不明を理由に異議を申し立てることができません。

21. 暴力団排除に関する誓約事項

見積参加者は、見積合せに参加するにあたり、見積書の提出をもって、次の各号に掲げる事項を誓約することとします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、見積参加者が不利益を被ることとなっても、一切申し立てはできません。

- (1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 10 条第 4 号及び第 6 号から第 9 号の暴力団排除条項に該当しないこと。
- (2) 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
- (3) 法第 10 条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。

22. 電子入札システムパスワード設定申請書及び同等品事前確認票以外の提出方法

電子入札システムを使用しない提出物のうち、電子入札システムパスワード設定申請書及び同等品事前確認票（添付資料を含む。）以外の物については、以下の方法により提出してください。

- (1) 提出方法 ファクシミリ若しくは電子メールで送信する又は直接持参することにより提出してください。
- (2) 提出先 〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号
鈴鹿市技術監理契約課（市役所本館 10 階）
電 話：059-382-9039 ファクシミリ：059-382-9050
電 子 メール：gijutsukanrikeiyaku@city.suzuka.lg.jp

※各種様式は次の場所からダウンロードしてください。

【掲載先】

鈴鹿市ウェブサイト

トップページ>産業・しごと>入札・契約・検査・技術管理>入札・契約情報

>入札・契約の手続き等>入札・契約に関する書類（物件）

URL：<https://www.city.suzuka.lg.jp/sangyo/nyusatsu/1012167/1003610/1012260/index.html>